

社会福祉法人豊友会
役員等及び委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊友会以下「法人」という。)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 委員とは第三者委員や評議員選任・解任委員、各種委員をいう。
- (3) 報酬とは、職務の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等や委員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬
- (3) 委員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条

役員等及び委員は、非常勤とし、その報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- (2) 評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- (3) 委員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 委員に対する報酬は、各委員会への出席など関連業務にあたった都度、支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が、その職務のため、理事会又は評議員会に出席したときは費用を弁償するこ

とし、その額は旅費規程に定める相当額とする。

- 2 委員が、その職務のため、委員会に出席したときは費用を弁償することとし、その額は旅費規程に定める相当額とする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1、この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2、平成29年3月24日から施行の「社会福祉法人豊友会 役員等の報酬等に関する規程」は廃止する。

別表第1 (役員報酬)

		月 額	日 額
理事長	理事長報酬	10,000円	
理事	理事会への出席		5,000円
監事	理事会への出席		5,000円
	事業運営状況指導又は監査業務		15,000円

別表第2 (評議員報酬)

		月 額	日 額
評議員	評議員会への出席		5,000円

別表第3 (委員報酬)

		月 額	日 額
第三者委員	第三者委員会出席 相談業務		3,000円
各種委員	各種委員会出席		3,000円
評議員選任・ 解任委員	評議員選任・解任委員会出席		5,000円